

高砂市議会定例会議案

議員提案議案

令和8年3月

目 次

ページ

高議第18号 高砂市議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについて……………	1
--	---

高議第18号

高砂市議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

2026年（令和8年）2月24日提出

高砂市議会議会運営委員会委員長 島津明香

高砂市条例第 号

高砂市議会委員会条例の一部を改正する条例

高砂市議会委員会条例（昭和46年高砂市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表文教厚生常任委員会の項中「市民部、健康こども部」を「協働部、市民部、こども部」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。